

## 白井市福祉有償運送事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、福祉有償運送事業の円滑な実施を図ることにより、身体障害者、要介護認定者等の移動制約者の社会参加を促進し、もってその福祉の増進に資することを目的に、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「法施行規則」という。）第49条第2号に規定する福祉有償運送（以下「福祉有償運送」という。）を実施する特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他法施行規則第48条各号に規定する者（以下「特定非営利活動法人等」という。）に対し、その事業の立ち上げ及び運営に要した経費について、予算の範囲内において、白井市補助金等交付規則（平成元年白井市規則第10号）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

(対象者)

第2条 補助金の交付を申請することができる者は、白井市福祉有償運送運営協議会の協議を経て、道路運送法（昭和26年法律第183号。）第79条に規定する国土交通大臣の登録（以下「新規登録」という。）を受け、運送区域を市内として福祉有償運送を実施しようとする又は実施している特定非営利活動法人等（福祉有償運送を実施するに当たり福祉有償運送に係る旅客を自らの運営する別事業の利用者に限定する特定非営利活動法人等は除く。）で、市内に事務所を有するものとする。

(補助金の区分)

第3条 補助金の区分は、次の各号に掲げるとおりとする。なお、同一年度における申請は、いずれか一方とする。

- (1) 立上補助 福祉有償運送事業の立上及び新規登録までに要した経費並びに次号に定める経費（事業を開始した時点からの経費を含む。）に対する補助
- (2) 運営補助 利用者の安全及び利便性を確保する体制を維持する経費で、福祉有償運送事業を運営するために要した経費に対する補助

(対象経費、補助金額等)

第4条 補助金の補助対象経費、補助金額等は、別表のとおりとする。

(補助金交付申請予定の申出)

第5条 立上補助の交付申請を予定している者は、新規登録をする前に、白井市福祉有償運送事業補助申出書（別記第1号様式）を、市長

に提出するものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者は、次の各号に掲げる補助金の区分に応じた書類を市長に提出しなければならない。

(1) 立上補助

- ア 白井市福祉有償運送事業補助金交付申請書（別記第2号様式）
- イ 自家用有償旅客運送者登録証の写し
- ウ 事業計画書
- エ 収支予算書
- オ その他市長が必要と認めるもの

(2) 運営補助

- ア 白井市福祉有償運送事業補助金交付申請書（別記第2号様式）
- イ 事業計画書
- ウ 収支予算書
- エ 誓約書
- オ その他市長が必要と認めるもの

2 前項第1号の補助金交付申請書は第5条の規定による福祉有償運送事業補助申出書の提出から1年以内かつ新規登録から3カ月以内に提出するものとする。

3 第1項第2号の補助金交付申請書は、補助を受けようとする年度の6月末日までに提出するものとする。

(交付決定通知)

第7条 市長は、補助金の交付を決定したときは、白井市福祉有償運送事業補助金交付（不交付）決定通知書（別記第3号様式）により通知するものとする。

(実績報告)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、事業完了後、速やかに白井市福祉有償運送事業実績報告書（別記第4号様式）に、次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出するものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 対象経費の支払いを証する書類
- (4) その他市長が必要と認めるもの

(額の確定通知)

第9条 市長は、前条の規定により報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、白井市福祉有償運送事業補助金確定通知書（別記第5号様式）により通知するものとする。

(交付の請求)

第10条 補助金の交付を請求しようとするときは、白井市福祉有償運送事業補助金交付請求書(別記第6号様式)を市長に提出するものとする。

2 第7条の規定により補助金の交付決定を受けた者が、運営補助金を概算払により受けようとするときは、白井市福祉有償運送事業補助金概算払請求書(別記第7号様式)を市長に提出しなければならない。

(決定の取消通知)

第11条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたことが明らかになったとき。

(3) その他市長が補助することが不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消すときは、白井市福祉有償運送事業補助金交付決定取消通知書(別記第8号様式)により、通知するものとする。

(返還命令)

第12条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

2 前項の返還命令は、白井市福祉有償運送事業補助金返還命令書(別記第9号様式)により行うものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

別 表

補助対象経費	補助金の種類	補助基準額	補助要件	補助額
<p>1 事務経費等</p> <p>(1) 事務費</p> <p>① 通信運搬費</p> <p>② 消耗品費</p> <p>③ 備品費</p> <p>④ 印刷製本費</p> <p>⑤ 損害賠償保険</p> <p>(2) 福祉有償運送運転者育成に係る経費</p> <p>① 福祉有償運送運転者講習、セダン等運転者講習費</p> <p>② その他、運行の安全及び利便性を確保するための講習及び研修費</p>	立上補助	<p>1 事務経費</p> <p>1 法人につき 20万円</p> <p>2 車両関係費</p> <p>1 法人につき 20万円</p>	/	補助対象経費の実支出額（補助対象経費から当該経費に充当した補助金及びその他の収入を控除した額をいう。）の合計と補助基準額とを比較して、いずれか低い方の額
<p>2 車両関係費</p> <p>※ 対象車両は法人が所有する福祉車両（寝台車、車いす車、兼用車、回転シート車）に限る。</p> <p>① 福祉自動車購入費</p> <p>② 自動車改造費</p> <p>③ 任意保険料</p> <p>④ リース料</p> <p>⑤ 車両整備・定期点検に係る経費</p> <p>⑥ 駐車場代</p>	運営補助	<p>1 事務経費等</p> <p>1 法人につき 10万円</p> <p>2 車両関係費</p> <p>1 法人につき 20万円</p>		各補助事業年度（立上補助の交付を受けた年度を除く。）において輸送実績があること。

別 記

第 1 号様式（第 5 条関係）

年 月 日

（宛先）白井市長

法 人 名 \_\_\_\_\_

所 在 地 \_\_\_\_\_

代表者職氏名 \_\_\_\_\_

白井市福祉有償運送事業補助申出書

白井市福祉有償運送事業補助金交付要綱第 5 条による補助金交付申請の予定を申し上げます。

補助対象経費	内訳	事務経費等	円
		車両関係費#	円#
	合 計		円
運送区域			
登録予定	年 月 日		
事業所	(名称) (所在地) (連絡先)		
添付書類	1 その他市長が認めるもの		

- 福祉有償運送を実施するに当たり、福祉有償運送に係る旅客を自らの運営する別事業の利用者に限定しません。

※上記の誓約事項に該当する場合は、にチェック (✓) してください。

(宛先) 白井市長

法人名  
所在地  
代表者職氏名

白井市福祉有償運送事業補助金交付申請書

白井市福祉有償運送事業補助金について、白井市福祉有償運送事業補助金交付要綱第6条の規定により下記のとおり申請いたします。

補助金の種類	立上補助 ・ 運営補助		
交付申請額	円		
補助対象経費	内訳	<input type="checkbox"/> 事務経費等	円
		<input type="checkbox"/> 車両関係費	円
	合計		円
添付書類	(1) 立上補助 ア 自家用有償旅客運送者登録証の写し イ 事業計画書 ウ 収支予算書 エ その他市長が必要と認めるもの (2) 運営補助 ア 事業計画書 イ 収支予算書 ウ 誓約書 エ その他市長が必要と認めるもの		

第 号  
年 月 日

様

白井市長



白井市福祉有償運送事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった白井市福祉有償運送事業補助金の交付について、次のとおり交付決定したので白井市福祉有償運送事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

- 1 補助金の種類 立上補助・運営補助
- 2 決定区分 交 付 ・ 不 交 付
- 3 交付決定金額 円
- 4 不交付の理由
- 5 交付条件

年 月 日

（宛先）白井市長

法人名  
所在地  
代表者職氏名

白井市福祉有償運送事業実績報告書

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定があった白井市福祉有償運送事業補助金に係る事業が終了しましたので、白井市福祉有償運送事業補助金交付要綱第8条の規定により関係書類を添えて報告します。

- 1 補助金の種類 立上補助・運営補助
- 2 補助金の交付決定額 円
- 3 補助金の既交付額 円
- 4 補助事業の経費精算額 円
- 5 添付書類
  - (1) 事業報告書
  - (2) 収支決算書
  - (3) 対象経費の支払いを証する書類
  - (4) その他市長が必要と認めるもの



第 号  
年 月 日

様

白井市長



白井市福祉有償運送事業補助金確定通知書

年 月 日付け白井市福祉有償運送事業実績報告書により、年度白井市福祉有償運送事業補助金に係る補助金額を次のとおり確定したので、白井市福祉有償運送事業補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

- |   |            |           |   |
|---|------------|-----------|---|
| 1 | 補助金の種類     | 立上補助・運営補助 |   |
| 2 | 補助金の交付決定額  |           | 円 |
| 3 | 補助事業の経費精算額 |           | 円 |
| 4 | 補助金の確定額    |           | 円 |

（宛先）白井市長

法人名  
所在地  
代表者職氏名

白井市福祉有償運送事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号により確定した補助金の交付を次のとおり受けたいので、白井市福祉有償運送事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により請求します。

補助金の種類	立上補助・運営補助										
交付請求額	円										
添付書類	白井市福祉有償運送事業補助金確定通知書の写し										
口座振替申込兼委任状 (団体名義の場合 は 団体名のみ記入 して下さい。)	金融機関名							本・支店			
	金融機関コード						店番号				
	口座種別	普通・当座		口座番号							
	フリガナ										
	口座名義										

\*口座名義については、必ず通帳の記載どおりにご記入ください。

添付書類：預金通帳等の口座番号・口座名義人の記載があるページの写し

年 月 日

（宛先）白井市長

法 人 名  
所 在 地  
代表者職氏名

白井市福祉有償運送事業補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定のあった白井市福祉有償運送事業補助金の概算払を次のとおり受けたいので、白井市福祉有償運送事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により請求します。

記

補助金の交付決定額	円
補助金の既交付額	月分 ～ 月分 円 年 月 日 交付
	月分 ～ 月分 円 年 月 日 交付
	月分 ～ 月分 円 年 月 日 交付
	計 円
今回の交付請求額	円
添付書類	1 白井市福祉有償運送事業補助金交付決定通知書の写し 2 その他市長が必要と認めるもの

第 号  
年 月 日

様

白井市長



白井市福祉有償運送事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号により通知した白井市福祉有償運送事業補助金（立上補助・運営補助）交付決定の全部（一部）を次のとおり取り消したので、白井市福祉有償運送事業補助金交付要綱第 1 1 条第 2 項の規定により次のとおり通知します。

- 1 補助金の種類 立上補助・運営補助
- 2 補助金の交付決定額 円
- 3 取消額 円
- 4 取消後の交付決定額 円
- 5 取消の理由

第 号  
年 月 日

様

白井市長



白井市福祉有償運送事業補助金返還命令書

年 月 日付け 第 号により交付決定した白井市福祉有償運送事業補助金（立上補助・運営補助）について、白井市福祉有償運送事業補助金交付要綱第12条第2項の規定により、次のとおり補助金の返還を命じます。

- 1 補助金の種類 立上補助・運営補助
- 2 補助金の交付決定額 円
- 3 補助金の既交付額 円
- 4 補助金の交付確定額 円
- 5 返還すべき金額 円
- 6 返還期限 年 月 日
- 7 返還を命ずる理由
- 8 返還方法